

法及び県条例施行関係 平成 29 年度までの取組み状況について

障害者差別解消法及び「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」の制定を受けた平成 29 年度までの取組み状況は次のとおりである。

1 相談体制の整備

(1) 相談員の設置

- ・地域相談員（住民の身近な相談窓口） **条例第 10 条**

H29 末委託者数 704 名（H²⁹ 309 名）

〔 身体・知的障害者相談員、精神障害者家族相談員
精神障害者養成研修受講者、民生・児童委員へ委託 〕

- ・広域専門相談員（より専門的な相談窓口） 2 名（県嘱託） **条例第 11 条**

(2) 専用相談室の設置（県庁本館 1 階、広域専門相談員が対応）

(3) 相談員に対する研修の実施（市町村や障害者団体と連携して実施）

「障害を理由とする差別に関する相談対応のための研修」

富山会場：平成 30 年 2 月 19 日（月）富山県民会館 70 名参加

高岡会場：平成 30 年 2 月 21 日（水）高岡市生涯学習センター 120 名参加

2 紛争解決体制の整備

(1) 「富山県障害のある人の相談に関する調整委員会」の設置 **条例第 14 条**

- ・ H27. 11. 5 設置 会長：鷹西 恒（富山福祉短期大学教授） 委員 15 名
- ・ 紛争解決のための助言・あっせん、差別解消施策に関する重要事項の調査審議等
開催日：平成 29 年 5 月 29 日

(2) 「富山県障害者差別解消協議会」の設置 **条例第 24 条**

- ・ H28. 6. 1 設置 会長：宮田伸朗（富山短期大学学長）
- ・ 委員（富山県障害者施策推進協議会の委員をもって充てる） 20 名
- ・ 差別解消の推進に向けた情報共有や取組みの協議等を実施
富山県障害者施策推進協議会に合わせ、4 回開催

3 富山県障害者差別解消ガイドラインの策定 **条例第 8 条**

- ・ H28. 3 月策定（国の基本方針や事業者向け対応指針を踏まえて策定）
- ・ 相談や紛争解決時の判断基準となるもの

4 富山県職員対応要領等の策定 条例第 10 条

- ・ H28. 3 月策定（国等職員対応要領を踏まえて策定）
- ・ 策定機関等：知事部局（議会事務局、各種委員会を含む）、教育委員会、県警察
- ・ 対応要領等に基づく職員研修の開催

5 小中学校巡回指導員及び高等学校巡回指導員の配置（教育委員会） 条例第 23 条

合理的配慮の提供に関する指導助言、合理的配慮の要望に関する教育相談、子どもに関わる関係者（医療・福祉等）の連絡調整等を行う小中学校巡回指導員及び高等学校巡回指導員を配置

6 普及啓発 条例第 22 条

（1）専用ウェブサイト（スマイリータウンとやま）の運営（平成 27 年 7 月開設）

（2）とやまふれあい共生フォーラムの開催

共生社会の実現等について、参加者とともに考え、障害への理解の促進を図るもの

- ・ 開催日：平成 29 年 10 月 14 日（土）
- ・ 会 場：サンシップとやま 福祉ホール、県民サロン
- ・ 内 容：特別講演（映画「真白の恋」脚本家 北川 亜矢子、監督 坂本 欣弘）
聴+視のアート特別コラボステージ（音楽家 YOUTA、絵画作家 荒見真央）
ワークショップ（点字・手話・車椅子体験、盲導犬 P R 犬との歩行体験）他
（H²⁸：平成 28 年 11 月 6 日、ファボーレにおいて開催）

（3）差別の基本的考え方や条例等の周知

- ・ 条例パンフレットの増刷・活用
- ・ 条例等に関する研修会等への講師派遣
平成 29 年度実績 計 26 回、受講者数のべ 1,661 人（H²⁸：計 18 回、1,428 人）
- ・ 障害者理解のためのブックレットの作成・配布
障害者理解に関する研修会等で活用するため、障害特性を踏まえた合理的配慮の提供等について分かりやすく解説したもの。